

リーフレットに関するQ&A

| | |
|----|--|
| Q1 | オープンスペースとしての利用に需要がありますか？転用を検討するにあたり人流データなども参考にしたいです。 |
| A1 | 新型コロナウイルスの流行等を契機として開放的な屋外空間であるオープンスペースが注目されています。まだ岡山市内で駐車場をオープンスペースに転用した事例はほとんどありませんが、駐車場スペースに一部範囲だけでも、新たな土地活用を推進することを目指しています。 また、まちなかの人流動向や滞在人口などは、オープンデータ公開サイト「data eye」の「岡山市」のページから▶「グループから探す：その他」▶「岡山市の都心及び都市拠点の人流データ」から確認できます。 |
| Q2 | キッチンカーの手配やオープンスペースの運営について教えてください。 |
| A2 | 土地所有者等とキッチンカー出店者とをマッチングしてくれる業者を活用すれば、柔軟にキッチンカーを配置してくれます。 また、オープンスペースの運営について他市の事例では、マネジメント団体が設立されたり、まちづくりに積極的な事業者が主体となったりして、維持管理や定期的なイベントの開催などが行われています。 |
| Q3 | 補助制度の活用について条件や必要な手続きを教えてください。 |
| A3 | ウォークアブル推進税制及びウォークアブル推進事業の活用にあたっては、まちなかの「滞在快適性向上区域」内である必要があります。「滞在快適性向上区域」の範囲は、岡山市ホームページに掲載している「都市再生整備計画 岡山都心地区」 (https://www.city.okayama.jp/jigyosha/cmsfiles/contents/0000012/12459/toshin.pdf) の13ページに示す区域図を参照するか、岡山市市街地整備課までお問合せください。 各補助制度を活用するには、各種申請や都市再生整備計画の作成が必要、また手続きには補助金の要求から交付までに一定の期間を要するので、詳細は市街地整備課までお問合せください。 |
| Q4 | 平日は駐車場として使い、土日のみのキッチンカーを配置することも可能ですか。 |
| A4 | 補助制度を活用してオープンスペースを整備する場合は、常に誰もが利用できるスペースである必要があるため、平日のみでも駐車場として使用することはできませんが、補助制度を使わない場合は、土日のみキッチンカーを配置するなど、土地所有者等の意向により自由な活用が可能です。 |